# 河川管理施設等構造令 （昭和五十一年政令第百九十九号）

## 第一章　総則

#### 第一条（この政令の趣旨）

この政令は、河川管理施設又は河川法（以下「法」という。）第二十六条第一項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という。）のうち、ダム、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものとする。

#### 第二条（用語の定義）

この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

###### 一

常時満水位

###### 二

サーチャージ水位

###### 三

設計洪水位

###### 四

計画高水流量

###### 五

計画横断形

###### 六

流下断面

###### 七

計画高水位

###### 八

計画津波

###### 九

計画津波水位

###### 十

津波区間

###### 十一

計画高潮位

###### 十二

高潮区間

###### 十三

高規格堤防設計水位

## 第二章　ダム

#### 第三条（適用の範囲）

この章の規定は、次に掲げるダム以外のダムについて適用する。

###### 一

土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるダム

###### 二

基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル未満のダム

#### 第四条（構造の原則）

ダムの堤体及び基礎地盤（これと堤体との接合部を含む。以下同じ。）は、必要な水密性を有し、及び予想される荷重に対し必要な強度を有するものとするものとする。

##### ２

コンクリートダムの堤体は、予想される荷重によつて滑動し、又は転倒しない構造とするものとする。

##### ３

フィルダムの堤体は、予想される荷重によつて滑り破壊又は浸透破壊が生じない構造とするものとする。

##### ４

ダムの基礎地盤は、予想される荷重によつて滑動し、滑り破壊又は浸透破壊が生じないものとするものとする。

##### ５

フィルダムの堤体には、放流設備その他の水路構造物を設けてはならない。

#### 第五条（堤体の非越流部の高さ）

ダムの堤体の非越流部の高さは、洪水吐きゲートの有無に応じ、コンクリートダムにあつては次の表の下欄に掲げる値のうち最も大きい値以上、フィルダムにあつては同欄に掲げる値のうち最も大きい値に一メートルを加えた値以上とするものとする。

##### ２

洪水吐きゲートを有しないフィルダムで、ダム設計洪水流量の流水が洪水吐きを流下する場合における越流水深が二・五メートル以下であるものに関する前項の規定の適用については、同項の表二の項の下欄中、「hw＋he＜２のときは、Hn＋２」とあるのは「hw＋he＜１のときは、Hn＋１」と、「hw＋（he／２）＜２のときは、Hs＋２」とあるのは「hw＋（he／２）＜１のときは、Hs＋１」とする。

#### 第六条（堤体等に作用する荷重の種類）

ダムの堤体及び基礎地盤に作用する荷重としては、ダムの種類及び貯水池の水位に応じ、次の表に掲げるものを採用するものとする。

#### 第七条（洪水吐き）

ダムには、洪水吐きを設けるものとする。

##### ２

洪水吐き（減勢工を除く。）は、ダム設計洪水流量以下の流水を安全に流下させることができる構造とするものとする。

##### ３

洪水吐きは、ダムの堤体及び基礎地盤並びに貯水池に支障を及ぼさない構造とするものとする。

#### 第八条（越流型洪水吐きの越流部の幅）

越流型洪水吐きを有するダムの上流における堤防（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る堤防（以下「計画堤防」という。）を含む。）の高さが当該ダムの設計洪水位以上非越流部の高さ以下である場合においては、第三十八条及び第三十九条の規定は、当該ダムの洪水吐きについて準用する。

#### 第九条（減勢工）

ダムの堤体又は下流の河床、河岸若しくは河川管理施設を保護するため、洪水吐きを流下する流水の水勢を緩和する必要がある場合においては、洪水吐きに適当な減勢工を設けるものとする。

#### 第十条（ゲート等の構造の原則）

ダムのゲート（バルブを含む。以下この章において同じ。）は、確実に開閉し、かつ、必要な水密性及び耐久性を有する構造とするものとする。

##### ２

ダムのゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

##### ３

ダムのゲートは、予想される荷重に対して安全な構造とするものとする。

##### ４

ゲートを有する洪水吐きには、必要に応じ、予備のゲート又はこれに代わる設備を設けるものとする。

#### 第十一条（ゲートに作用する荷重の種類）

ダムのゲートに作用する荷重としては、ゲートの自重、貯留水による静水圧の力、貯水池内に堆たい  
積する泥土による力、貯留水の氷結時における力、地震時におけるゲートの慣性力、地震時における貯留水による動水圧の力及びゲートの開閉によつて生ずる力を採用するものとする。

#### 第十二条（荷重等の計算方法）

第六条及び前条に規定する荷重の計算その他ダムの構造計算に関し必要な技術的基準は、国土交通省令で定める。

#### 第十三条（計測装置）

ダムには、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる事項を計測するための装置を設けるものとする。

##### ２

基礎地盤から堤頂までの高さが百メートル以上のダム又は特殊な設計によるダムには、前項に規定するもののほか、当該ダムの管理上特に必要と認められる事項を計測するための装置を設けるものとする。

#### 第十四条（放流設備）

ダムには、河川の流水の正常な機能を維持するために必要な放流設備を設けるものとする。

#### 第十五条（地滑り防止工及び漏水防止工）

貯水池内若しくは貯水池に近接する土地におけるダムの設置若しくは流水の貯留に起因する地滑りを防止し、又は貯水池からの漏水を防止するため必要がある場合においては、適当な地滑り防止工又は漏水防止工を設けるものとする。

#### 第十六条（貯水池に沿つて設置する樹林帯）

貯水池に沿つて設置する樹林帯は、国土交通省令で定めるところにより、貯留水の汚濁又は貯水池への土砂の流入の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

## 第三章　堤防

#### 第十七条（適用の範囲）

この章の規定は、流水が河川外に流出することを防止するために設ける堤防及び霞かすみ  
堤について適用する。

#### 第十八条（構造の原則）

堤防は、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の通常の作用に対して安全な構造とするものとする。

##### ２

高規格堤防にあつては、前項の規定によるほか、高規格堤防特別区域内の土地が通常の利用に供されても、高規格堤防及びその地盤が、護岸、水制その他これらに類する施設と一体として、高規格堤防設計水位以下の水位の流水の作用に対して耐えることができるものとするものとする。

##### ３

高規格堤防は、予想される荷重によつて洗掘破壊、滑り破壊又は浸透破壊が生じない構造とするものとし、かつ、その地盤は、予想される荷重によつて滑り破壊、浸透破壊又は液状化破壊が生じないものとするものとする。

#### 第十九条（材質及び構造）

堤防は、盛土により築造するものとする。

#### 第二十条（高さ）

堤防（計画高水流量を定めない湖沼の堤防を除く。）の高さは、計画高水流量に応じ、計画高水位に次の表の下欄に掲げる値を加えた値以上とするものとする。

##### ２

前項の堤防のうち計画高水流量を定める湖沼又は高潮区間の堤防の高さは、同項の規定によるほか、湖沼の堤防にあつては計画高水位に、高潮区間の堤防にあつては計画高潮位に、それぞれ波浪の影響を考慮して必要と認められる値を加えた値を下回らないものとするものとする。

##### ３

計画高水流量を定めない湖沼の堤防の高さは、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位。第五項において同じ。）に波浪の影響を考慮して必要と認められる値を加えた値以上とするものとする。

##### ４

津波区間の堤防の高さは、前三項の規定によるほか、計画津波水位に河口付近の海岸堤防の高さ及び漂流物の影響を考慮して必要と認められる値を加えた値を下回らないものとするものとする。

##### ５

胸壁を有する堤防の胸壁を除いた部分の高さは、計画高水位以上とするものとする。

#### 第二十一条（天端幅）

堤防（計画高水流量を定めない湖沼の堤防を除く。）の天端幅は、堤防の高さと堤内地盤高との差が〇・六メートル未満である区間を除き、計画高水流量に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

##### ２

計画高水流量を定めない湖沼の堤防の天端幅は、堤防の高さ及び構造並びに背後地の状況を考慮して、三メートル以上の適切な値とするものとする。

#### 第二十二条（盛土による堤防の法のり 勾こう 配等）

盛土による堤防（胸壁の部分及び護岸で保護される部分を除く。次項において同じ。）の法のり  
  
勾こう  
配は、堤防の高さと堤内地盤高との差が〇・六メートル未満である区間を除き、五十パーセント以下とするものとする。

##### ２

盛土による堤防の法のり  
面（高規格堤防の裏法のり  
面を除く。）は、芝等によつて覆うものとする。

#### 第二十二条の二（高規格堤防に作用する荷重の種類）

高規格堤防及びその地盤に作用する荷重としては、河道内の水位に応じ、次の表に掲げるものを採用するものとする。

#### 第二十二条の三（荷重等の計算方法）

前条に規定する荷重の計算その他高規格堤防の構造計算に関し必要な技術的基準は、国土交通省令で定める。

#### 第二十三条（小段）

堤防の安定を図るため必要がある場合においては、その中腹に小段を設けるものとする。

##### ２

堤防の小段の幅は、三メートル以上とするものとする。

#### 第二十四条（側帯）

堤防の安定を図るため必要がある場合又は非常用の土砂等を備蓄し、若しくは環境を保全するため特に必要がある場合においては、国土交通省令で定めるところにより、堤防の裏側の脚部に側帯を設けるものとする。

#### 第二十五条（護岸）

流水の作用から堤防を保護するため必要がある場合においては、堤防の表法のり  
面又は表小段に護岸を設けるものとする。

#### 第二十六条（水制）

流水の作用から堤防を保護するため、流水の方向を規制し、又は水勢を緩和する必要がある場合においては、適当な箇所に水制を設けるものとする。

#### 第二十六条の二（堤防に沿つて設置する樹林帯）

堤防に沿つて設置する樹林帯は、国土交通省令で定めるところにより、洪水時における破堤の防止等について適切に配慮された構造とするものとする。

#### 第二十七条（管理用通路）

堤防には、国土交通省令で定めるところにより、河川の管理のための通路（以下「管理用通路」という。）を設けるものとする。

#### 第二十八条（津波又は波浪の影響を著しく受ける堤防に講ずべき措置）

湖沼、津波区間、高潮区間又は二以上の河川の合流する箇所の堤防その他の堤防で津波又は波浪の影響を著しく受けるものには、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

###### 一

表法のり  
面又は表小段に護岸又は護岸及び波返工を設けること。

###### 二

前面に消波工を設けること。

##### ２

前項の堤防で越波のおそれがあるものには、同項に規定するもののほか、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

###### 一

天端、裏法のり  
面及び裏小段をコンクリートその他これに類するもので覆うこと。

###### 二

裏法のり  
  
尻じり  
に沿つて排水路を設けること。

#### 第二十九条（背水区間の堤防の高さ及び天端幅の特例）

甲河川と乙河川が合流することにより乙河川に背水が生ずることとなる場合においては、合流箇所より上流の乙河川の堤防の高さは、第二十条第一項から第三項までの規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の高さを下回らないものとするものとする。

##### ２

前項本文の規定により乙河川の堤防の高さが定められる場合においては、その高さと乙河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、計画高水流量に応じ、第二十条第一項の表の下欄に掲げる値を加えた高さとが一致する地点から当該合流箇所までの乙河川の区間（湖沼である河川の区間を除く。以下「背水区間」という。）の堤防の天端幅は、第二十一条第一項又は第二項の規定により定められるその箇所における甲河川の堤防の天端幅を下回らないものとするものとする。

#### 第三十条（湖沼等の堤防の天端幅の特例）

計画高水流量を定める湖沼、津波区間又は高潮区間の堤防に第二十八条第一項第一号に掲げる措置を講ずる場合においては、当該堤防の天端幅は、第二十一条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、第二十八条の規定により講ずる措置の内容及び当該堤防に接続する堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防）の天端幅を考慮して、三メートル以上の適切な値とすることができる。

#### 第三十一条（天端幅の規定の適用除外等）

その全部又は主要な部分がコンクリート、鋼矢板又はこれらに準ずるものによる構造の堤防については、第二十一条、第二十九条第二項及び前条の規定は、適用しない。

##### ２

胸壁を有する堤防に関する第二十一条、第二十九条第二項及び前条の規定の適用については、胸壁を除いた部分の上面における堤防の幅から胸壁の直立部分の幅を減じたものを堤防の天端幅とみなす。

#### 第三十二条（連続しない工期を定めて段階的に築造される堤防の特例）

堤防の地盤の地質、対岸の状況、上流及び下流における河岸及び堤防の高さその他の特別の事情により、連続しない工期を定めて段階的に堤防を築造する場合においては、それぞれの段階における堤防について、計画堤防の高さと当該段階における堤防の高さとの差に相当する値を計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位。以下この条において同じ。）から減じた値の水位を計画高水位とみなして、この章（第二十九条及び前条を除く。）の規定を準用する。

## 第四章　床止め

#### 第三十三条（構造の原則）

床止めは、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

##### ２

床止めは、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

#### 第三十四条（護床工及び高水敷保護工）

床止めを設ける場合において、これに接続する河床又は高水敷の洗掘を防止するため必要があるときは、適当な護床工又は高水敷保護工を設けるものとする。

#### 第三十五条（護岸）

床止めを設ける場合においては、流水の変化に伴う河岸又は堤防の洗掘を防止するため、国土交通省令で定めるところにより、護岸を設けるものとする。

#### 第三十五条の二（魚道）

床止めを設ける場合において、魚類の遡そ  
上等を妨げないようにするため必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより、魚道を設けるものとする。

## 第五章　堰せき

#### 第三十六条（構造の原則）

堰せき  
は、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

##### ２

堰せき  
は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに堰せき  
に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

#### 第三十七条（流下断面との関係）

可動堰ぜき  
の可動部（流水を流下させるためのゲート及びこれを支持する堰せき  
柱に限る。次条及び第三十九条において同じ。）以外の部分（堰せき  
柱を除く。）及び固定堰ぜき  
は、流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面を含む。以下この条、第五十八条第一項及び第六十一条第一項において同じ。）内に設けてはならない。

#### 第三十八条（可動堰ぜき の可動部の径間長）

可動堰ぜき  
の可動部の径間長（隣り合う堰せき  
柱の中心線間の距離をいう。以下この章において同じ。）は、計画高水流量に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上（可動部の全長（両端の堰せき  
柱の中心線間の距離をいう。次項において同じ。）が、計画高水流量に応じ、同欄に掲げる値未満である場合には、その全長の値）とするものとする。

##### ２

前項の表一の項の中欄に該当する場合において、可動堰ぜき  
の可動部の全長が三十メートル未満であるときは、前項の規定にかかわらず、可動部の径間長を十二・五メートル以上とすることができる。

##### ３

第一項の表三の項又は四の項の中欄に該当する場合において、第一項の規定によれば径間長の平均値を五十メートル以上としなければならず可動堰ぜき  
の構造上適当でないと認められるときは、同項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、可動部の径間長をそれぞれ同表三の項又は四の項の下欄に掲げる値未満のものとすることができる。

##### ４

第一項の表四の項の中欄に該当する場合においては、第一項の規定にかかわらず、流心部以外の部分に係る可動堰ぜき  
の可動部の径間長を三十メートル以上とすることができる。

##### ５

可動堰ぜき  
の可動部が起伏式である場合においては、国土交通省令で定めるところにより、可動部の径間長を前各項の規定によらないものとすることができる。

#### 第三十九条（可動堰ぜき の可動部の径間長の特例）

可動堰ぜき  
の可動部の一部を土砂吐き又は舟通しとしての効用を兼ねるものとする場合においては、前条第一項の規定にかかわらず、当該部分の径間長は、計画高水流量に応じ、次の表の第三欄に掲げる値以上とすることができる。

##### ２

前項の規定によれば可動堰ぜき  
の可動部のうち土砂吐き又は舟通しとしての効用を兼ねる部分以外の部分の径間長が著しく大となり、当該部分のゲートの構造上適当でなく、かつ、治水上の支障がないと認められる場合においては、国土交通省令で定めるところにより、可動部の径間長を同項後段の規定によらないものとすることができる。

#### 第四十条（可動堰ぜき の可動部のゲートの構造）

第十条第一項から第三項まで、第十一条及び第十二条の規定は、可動堰ぜき  
の可動部のゲートについて準用する。

##### ２

前項に規定するもののほか、可動堰ぜき  
の可動部のゲートの構造の基準に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

#### 第四十一条（可動堰ぜき の可動部のゲートの高さ）

可動堰ぜき  
の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、計画高水流量に応じ、計画高水位に第二十条第一項の表の下欄に掲げる値を加えた値以上で、高潮区間においては計画高潮位を下回らず、その他の区間においては当該地点における河川の両岸の堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防（津波区間にあつては、津波が生じないとした場合に定めるべき計画横断形に係る堤防。以下この項において同じ。）の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の表法のり  
肩を結ぶ線の高さを下回らないものとするものとする。

##### ２

可動堰ぜき  
の可動部の起伏式ゲートの倒伏時における上端の高さは、可動堰ぜき  
の基礎部（床版を含む。）の高さ以下とするものとする。

#### 第四十二条（可動堰ぜき の可動部の引上げ式ゲートの高さの特例）

背水区間に設ける可動堰ぜき  
の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、治水上の支障がないと認められるときは、前条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる高さのうちいずれか高い方の高さ以上とすることができる。

###### 一

当該河川に背水が生じないとした場合に定めるべき計画高水位に、計画高水流量に応じ、第二十条第一項の表の下欄に掲げる値を加えた高さ

###### 二

計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）

##### ２

地盤沈下のおそれがある地域に設ける可動堰ぜき  
の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さは、前条第一項及び前項の規定によるほか、予測される地盤沈下及び河川の状況を勘案して必要と認められる高さを下回らないものとする。

#### 第四十三条（可動堰ぜき の管理施設等）

可動堰ぜき  
には、必要に応じ、管理橋その他の適当な管理施設を設けるものとする。

##### ２

可動堰ぜき  
を設ける場合において、当該可動堰ぜき  
を操作する者の安全を確保するため必要があるときは、自動的に、又は遠隔操作により可動部のゲートの開閉を行うことができるものとするものとする。

#### 第四十四条（護床工等）

第三十四条から第三十五条の二までの規定は、堰せき  
を設ける場合について準用する。

#### 第四十五条（洪水を分流させる堰せき に関する特例）

第三十七条及び第四十一条の規定は、洪水を分流させる堰せき  
については、適用しない。

## 第六章　水門及び樋ひ 門

#### 第四十六条（構造の原則）

水門及び樋ひ  
門は、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

##### ２

高規格堤防設置区間及び当該区間に係る背水区間における水門及び樋ひ  
門にあつては、前項の規定によるほか、高規格堤防設計水位以下の水位の流水の作用に対して耐えることができる構造とするものとする。

##### ３

水門及び樋ひ  
門は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに水門又は樋ひ  
門に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

#### 第四十七条（構造）

水門及び樋ひ  
門（ゲート及び管理施設を除く。）は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

##### ２

樋ひ  
門は、堆たい  
積土砂等の排除に支障のない構造とするものとする。

#### 第四十八条（断面形）

河川を横断して設ける水門及び樋ひ  
門の流水を流下させる部分の断面形は、計画高水流量（舟の通行の用に供する水門にあつては、計画高水流量及び通行すべき舟の規模）を勘案して定めるものとする。

##### ２

前項の規定は、河川及び準用河川以外の水路が河川に合流する箇所において当該水路を横断して設ける水門及び樋ひ  
門について準用する。

#### 第四十九条（河川を横断して設ける水門の径間長等）

第三十七条から第三十九条まで（第三十八条第五項を除く。）の規定は、河川を横断して設ける水門について準用する。

##### ２

河川を横断して設ける樋ひ  
門で二門以上のゲートを有するものの内法のり  
幅は、五メートル以上とするものとする。

#### 第五十条（ゲート等の構造）

水門及び樋ひ  
門のゲートは、確実に開閉し、かつ、必要な水密性を有する構造とするものとする。

##### ２

水門及び樋ひ  
門のゲートは、鋼構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

##### ３

水門及び樋ひ  
門のゲートの開閉装置は、ゲートの開閉を確実に行うことができる構造とするものとする。

#### 第五十一条（水門のゲートの高さ等）

水門のカーテンウォールの上端の高さ又はカーテンウォールを有しない水門のゲートの閉鎖時における上端の高さは、水門に接続する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さを下回らないものとするものとする。

##### ２

第四十一条第一項の規定は、河川を横断して設ける水門（流水を分流させる水門を除く。）のカーテンウォール及びゲートの高さについて、第四十二条の規定は、河川を横断して設ける水門のカーテンウォール及びゲートの高さについて準用する。

#### 第五十二条（水門及び樋ひ 門の管理施設等）

第四十三条の規定は、水門及び樋ひ  
門について準用する。

##### ２

水門は、国土交通省令で定めるところにより、管理用通路としての効用を兼ねる構造とするものとする。

#### 第五十三条（護床工等）

第三十四条及び第三十五条の規定は、水門又は樋ひ  
門を設ける場合について準用する。

## 第七章　揚水機場、排水機場及び取水塔

#### 第五十四条（揚水機場及び排水機場の構造の原則）

揚水機場及び排水機場は、河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

##### ２

揚水機場及び排水機場のポンプ室（ポンプを据え付ける床及びその下部の室に限る。）、吸水槽そう  
及び吐出水槽そう  
その他の調圧部は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

#### 第五十五条（排水機場の吐出水槽そう 等）

樋ひ  
門を有する排水機場には、吐出水槽そう  
その他の調圧部を設けるものとする。

##### ２

吐出水槽そう  
その他の調圧部の上端の高さは、排水機場の樋ひ  
門が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さ以上とするものとする。

#### 第五十六条（流下物排除施設）

揚水機場及び排水機場には、土砂、竹木その他の流下物を排除するため、沈砂池、スクリーンその他の適当な流下物排除施設を設けるものとする。

#### 第五十七条（樋ひ 門）

揚水機場及び排水機場の樋ひ  
門と樋ひ  
門以外の部分とは、構造上分離するものとする。

##### ２

第四十九条第二項の規定は、揚水機場又は排水機場の樋ひ  
門でポンプによる揚水又は排水のみの用に供されるものについては、適用しない。

#### 第五十八条（取水塔の構造）

取水塔（流下断面内に設けるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに取水塔に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

##### ２

取水塔は、鉄筋コンクリート構造又はこれに準ずる構造とするものとする。

##### ３

取水塔の河床下の部分には、直接取水する取水口を設けてはならない。

#### 第五十九条（護床工等）

第三十四条及び第三十五条の規定は、取水塔を設ける場合について準用する。

## 第八章　橋

#### 第六十条（河川区域内に設ける橋台及び橋脚の構造の原則）

河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

##### ２

河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに橋台又は橋脚に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

#### 第六十一条（橋台）

河岸又は川幅が五十メートル以上の河川、背水区間若しくは高潮区間に係る堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。）に設ける橋台は、流下断面内に設けてはならない。

##### ２

堤防に設ける橋台（前項の橋台に該当するものを除く。）は、堤防の表法のり  
肩より表側の部分に設けてはならない。

##### ３

堤防に設ける橋台の表側の面は、堤防の法線に平行して設けるものとする。

##### ４

堤防に設ける橋台の底面は、堤防の地盤に定着させるものとする。

#### 第六十二条（橋脚）

河道内に設ける橋脚（基礎部（底版を含む。次項において同じ。）その他流水が作用するおそれがない部分を除く。以下この項において同じ。）の水平断面は、できるだけ細長い楕だ  
円形その他これに類する形状のものとし、かつ、その長径（これに相当するものを含む。）の方向は、洪水が流下する方向と同一とするものとする。

##### ２

河道内に設ける橋脚の基礎部は、低水路（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この項において同じ。）及び低水路の河岸の法のり  
肩から二十メートル以内の高水敷においては低水路の河床の表面から深さ二メートル以上の部分に、その他の高水敷においては高水敷（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る高水敷を含む。以下この項において同じ。）の表面から深さ一メートル以上の部分に設けるものとする。

#### 第六十三条（径間長）

橋脚を河道内に設ける場合においては、当該箇所において洪水が流下する方向と直角の方向に河川を横断する垂直な平面に投影した場合における隣り合う河道内の橋脚の中心線間の距離（河岸又は堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下この条において同じ。）に橋台を設ける場合においては橋台の胸壁の表側の面から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含み、河岸又は堤防に橋台を設けない場合においては当該平面上の流下断面（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る流下断面）の上部の角から河道内の直近の橋脚の中心線までの距離を含む。以下この条において「径間長」という。）は、山間狭窄さく  
部であることその他河川の状況、地形の状況等により治水上の支障がないと認められる場合を除き、次の式によつて得られる値（その値が五十メートルを超える場合においては、五十メートル）以上とするものとする。

##### ２

次の各号の一に該当する橋（国土交通省令で定める主要な公共施設に係るものを除く。）の径間長は、河川管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる値以上とすることができる。

###### 一

計画高水流量が一秒間につき五百立方メートル未満で川幅が三十メートル未満の河川に設ける橋

###### 二

計画高水流量が一秒間につき五百立方メートル未満で川幅が三十メートル以上の河川に設ける橋

###### 三

計画高水流量が一秒間につき五百立方メートル以上二千立方メートル未満の河川に設ける橋

##### ３

基準径間長が二十五メートルを超えることとなる場合においては、第一項の規定にかかわらず、流心部以外の部分に係る橋の径間長を二十五メートル以上とすることができる。

##### ４

河道内に橋脚が設けられている橋、堰せき  
その他の河川を横断して設けられている施設に近接して設ける橋の径間長については、これらの施設の相互の関係を考慮して治水上必要と認められる範囲内において国土交通省令で特則を定めることができる。

#### 第六十四条（桁けた 下高等）

第四十一条第一項及び第四十二条の規定は、橋の桁けた  
下高について準用する。

##### ２

橋面（路面その他国土交通省令で定める橋の部分をいう。）の高さは、背水区間又は高潮区間においても、橋が横断する堤防（計画横断形が定められている場合において、計画堤防の高さが現状の堤防の高さより低く、かつ、治水上の支障がないと認められるとき、又は計画堤防の高さが現状の堤防の高さより高いときは、計画堤防）の高さ以上とするものとする。

#### 第六十五条（護岸等）

第三十四条及び第三十五条の規定は、橋を設ける場合について準用する。

##### ２

前項の規定による場合のほか、橋の下の河岸又は堤防を保護するため必要があるときは、河岸又は堤防をコンクリートその他これに類するもので覆うものとする。

#### 第六十六条（管理用通路の構造の保全）

橋（取付部を含む。）は、国土交通省令で定めるところにより、管理用通路の構造に支障を及ぼさない構造とするものとする。

#### 第六十七条（適用除外）

第六十一条第一項から第三項まで、第六十二条、第六十三条及び第六十四条の規定は、湖沼、遊水地その他これらに類するものの区域（国土交通省令で定める要件に該当する区域を除く。）内に設ける橋及び治水上の影響が著しく小さいものとして国土交通省令で定める橋については、適用しない。

##### ２

この章（第六十四条及び前条を除く。）の規定は、ダム、堰せき  
又は水門と効用を兼ねる橋及び樋ひ  
門又は取水塔に附属して設けられる橋については、適用しない。

## 第九章　伏せ越し

#### 第六十八条（適用の範囲）

この章の規定は、用水施設又は排水施設である伏せ越しについて適用する。

#### 第六十九条（構造の原則）

伏せ越しは、計画高水位（高潮区間にあつては、計画高潮位）以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

##### ２

伏せ越しは、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、並びに付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

#### 第七十条（構造）

堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この項において同じ。）を横断して設ける伏せ越しにあつては、堤防の下に設ける部分とその他の部分とは、構造上分離するものとする。

##### ２

第四十七条の規定は、伏せ越しの構造について準用する。

#### 第七十一条（ゲート等）

伏せ越しには、流水が河川外に流出することを防止するため、河川区域内の部分の両端又はこれに代わる適当な箇所に、ゲート（バルブを含む。次項において同じ。）を設けるものとする。

##### ２

第十条第二項の規定は前項のゲートの開閉装置について、第四十三条第一項の規定は伏せ越しについて準用する。

#### 第七十二条（深さ）

伏せ越しは、低水路（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る低水路を含む。以下この条において同じ。）及び低水路の河岸の法のり  
肩から二十メートル以内の高水敷においては低水路の河床の表面から、その他の高水敷においては高水敷（計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る高水敷を含む。以下この条において同じ。）の表面から、堤防（計画横断形が定められている場合には、計画堤防を含む。以下この条において同じ。）の下の部分においては堤防の地盤面から、それぞれ深さ二メートル以上の部分に設けるものとする。

## 第十章　雑則

#### 第七十三条（適用除外）

この政令の規定は、次に掲げる河川管理施設又は許可工作物（以下「河川管理施設等」という。）については、適用しない。

###### 一

治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によつて設けられる河川管理施設等

###### 二

臨時に設けられる河川管理施設等

###### 三

工事を施行するために仮に設けられる河川管理施設等

###### 四

特殊な構造の河川管理施設等で、国土交通大臣がその構造が第二章から第九章までの規定によるものと同等以上の効力があると認めるもの

#### 第七十四条（計画高水流量等の決定又は変更があつた場合の適用の特例）

河川管理施設等が、これに係る工事の着手（許可工作物にあつては、法第二十六条の許可。以下この条において同じ。）があつた後における計画高水流量、計画横断形、計画高水位、計画津波水位又は計画高潮位（以下この条において「計画高水流量等」という。）の決定又は変更によつてこの政令の規定に適合しないこととなつた場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかつたものとみなして当該規定を適用する。

#### 第七十五条（暫定改良工事実施計画が定められた場合の特例）

河川整備基本方針において定められた河川の総合的な保全と利用に関する基本方針に沿つて計画的に実施すべき改良工事の暫定的な工事の実施計画（以下「暫定改良工事実施計画」という。）が定められた場合においては、当該暫定改良工事実施計画において定められた高水流量、横断形、高水位、津波水位又は高潮位は、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ計画高水流量、計画横断形、計画高水位、計画津波水位又は計画高潮位とみなす。

#### 第七十六条（小河川の特例）

計画高水流量が一秒間につき百立方メートル未満の小河川に設ける河川管理施設等については、国土交通省令で定めるところにより、この政令の規定によらないものとすることができる。

#### 第七十七条（準用河川に設ける河川管理施設等の構造について市町村が参酌すべき基準）

法第百条第一項において準用する法第十三条第二項の政令で定める基準については、第二条から第七十四条まで及び前条の規定を準用する。

# 附　則

この政令は、昭和五十一年十月一日から施行する。

##### ２

この政令の施行の際現に存する河川管理施設等又は現に工事中の河川管理施設等（既に法第二十六条の許可を受け、工事に着手するに至らない許可工作物を含む。）がこの政令の規定に適合しない場合においては、当該河川管理施設等については、当該規定は、適用しない。

# 附　則（平成三年一〇月二五日政令第三三三号）

この政令は、河川法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十一号）の施行の日（平成三年十一月一日）から施行する。

# 附　則（平成四年一月二四日政令第五号）

この政令は、平成四年二月一日から施行する。

##### ２

この政令の施行の際現に存する水門及び樋ひ  
門（以下「水門等」という。）又は現に工事中の水門等（既に河川法第二十六条第一項の許可を受け、工事に着手するに至らないものを含む。）がこの政令の規定に適合しない場合においては、当該水門等については、当該規定は、適用しない。

# 附　則（平成九年一一月二八日政令第三四三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、河川法の一部を改正する法律の施行の日（平成九年十二月一日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この政令の施行の際現に存する床止め及び堰せき  
（以下「床止め等」という。）又は現に工事中の床止め等（既に河川法第二十六条第一項の許可を受け、工事に着手するに至らないものを含む。）が改正後の河川管理施設等構造令第三十五条の二（第四十四条において準用する場合を含む。）の規定に適合しない場合においては、当該床止め等については、当該規定は、適用しない。

# 附　則（平成一二年六月七日政令第三一二号）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成二三年一二月二六日政令第四二四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二五年七月五日政令第二一四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年七月十一日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この政令の施行の際現に存する堤防又は現に工事中の堤防（既に河川法第二十六条第一項の許可を受け、工事に着手するに至らないものを含む。）については、第二条の規定による改正後の河川管理施設等構造令第二十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

##### ２

この政令の施行の際現に存する可動堰ぜき  
、水門及び樋ひ  
門（以下この項において「可動堰ぜき  
等」という。）又は現に工事中の可動堰ぜき  
等（既に河川法第二十六条第一項の許可を受け、工事に着手するに至らないものを含む。）が第二条の規定による改正後の河川管理施設等構造令第四十三条第二項（同令第五十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に適合しない場合においては、当該可動堰ぜき  
等については、当該規定は、適用しない。